

移送サービス車をご利用の方へ

二本松市社会福祉協議会が所有する移送サービス車の貸与を受ける方は、以下の注意事項を厳守しご利用ください。

1. 車両の使用料は無料とし、燃料については貸与時に満タンで貸与し、貸与を受けた方は、使用后、洗車し、満タンで返却するものとします。
2. 貸与の期間は、2日以内を原則とします。
3. 利用目的は、入退院、通院の他、各種行事への出席、買い物、行楽などに利用できません。
4. 利用地域は、二本松市、福島市、郡山市、本宮市、大玉村とします。ただし、高速道路の使用はできません。
5. 貸与を受けようとする方は、貸与を受けようとする3日前までに、移送サービス車貸与許可申請書兼誓約書（様式第1号）に運転者本人の自動車運転免許証の写しを添付して、本会会長あてに提出してください。
6. 車両の運転は、必ず、許可申請時に届け出た方が行い、車両の転貸は、絶対にしないでください。
7. 道路交通法を厳守し、安全運転を心がけてください。
8. 貸出し中に事故（盗難を含む）が発生した場合は速やかに報告してください。
9. 貸出し中に起こした事故等については、運転者が全責任を負うものとします。
9. 交通事故以外で車両をき損し、又は亡失したときは、運転者の責任になります。
10. 運転される方は、普通自動車運転免許証を有して3年以上の者で、現在、免許停止等の処分中でないこと。
11. 車両の借受け及び返却をされる際は、二本松市社会福祉協議会までおこしください。また、車両の使用を終えたときは、必ず洗車、掃除を行い、係員の点検を受け、返還してください。